

平成19年度第1回

# 海域ワーキンググループ会合

## 議 事 録

日 時 : 平成19年7月13日 13:30～

場 所 : ホテルノースイン札幌 3階 大会議室

## 1. 開会

●尾谷 ご案内いたしました時間となりましたので、ただいまから、平成19年度知床世界自然遺産地域科学委員会第1回海域ワーキンググループ会合を開催いたします。

前回のワーキングから人事異動等によって交代された方がいらっしゃいますので、ご紹介いたします。

羅臼町環境管理課の宮津参事です。

水産庁漁港漁場整備部計画課の楠班長です。

北海道森林管理局企画調整部の徳川保全調整課長です。

北海道水産林務部総務課の鈴木主幹です。

釧路自然環境事務所の櫻井次長です。

同じく水崎自然保護官です。

ウトロ自然保護官事務所の高橋首席自然保護官です。

私は、道の環境生活部で知床遺産を担当しております尾谷と申します。よろしく願いいたします。

## 2. 議事

●尾谷 早速、議事に入らせていただきます。

議事の進行につきましては座長が進めることになっております。

桜井座長、よろしく願いいたします。

●桜井座長 それでは、第1回の海域ワーキンググループを始めたいと思います。

まず、資料の確認をいたしますが、議事に関する1枚物と座席表です。それから、資料1として、多利用型統合的海域管理計画の素案が1部あると思います。次に、資料2の説明資料です。それから、資料3として、牧野さんに書いていただきました論文です。それから、最後の資料4が今後のスケジュール表になっております。それから、追加でもう一部ありまして、最後の何も書いていないものですが、7月13日付の海洋観測ブイについての資料です。

以上が本日の資料です。

それでは、始めたいと思いますが、本日討議いただくものについては、議事次第にありますように、まず地元説明会の経過報告、2番目が管理計画の素案の本編、3番目が説明資料、4番目が補足資料、それから今後のスケジュールということになっています。

これまで何回も海域ワーキンググループ会合をやってまいりましたが、今回の委員会での計画素案の議論をもちまして、これを原案として提出し、今後、パブリックコメントに向けて出すことになっておりますので、きょうの議論が海域ワーキンググループとしての最終的な調整あるいは討論の場になります。よろしく願いいたします。

それでは、まず初めに、地元説明会を2回やってまいりましたが、その経過についてお願いいたします。

●小林 それでは、議事の1番目の地元説明会について、私からご報告させていただきます。

資料は特にございませぬ。

羅臼におきましては6月19日、斜里町におきましては6月27日に地元説明会を開催させていただきました。本日ご出席いただいております漁協の皆様方には、ご尽力をいただきまして、本当にお世話になりました。また、両町にも大変お世話になりました。この場をおかりしてお礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

説明会には、漁業者の皆様方を中心に、羅臼町で約60名程度、斜里町では約30名程度お集まりいただきました。結果としましては、新聞報道にもございましたけれども、素案の内容について特段ご意見もなく、おおむね了解いただいたものというふうに私どもとしては認識しております。

以上でございます。

●桜井座長 この点について、何か質問等がありますか。

私も参加しましたけれども、最初の遺産になるかならないかのときのようなすごい状況ではなくて、むしろ非常に積極的にそれに取り組んで、ぜひ一緒に手をとってやりたいという意向がありました。今後も、この海域ワーキンググループでできた素案、あるいは、これから行われるモニタリング等についても、ぜひ協力してやっていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

それでは、早速、2番目の管理計画の素案の本編について、説明をしていただいた後に質疑に移りたいと思っております。

●上田 知床遺産担当の上田でございます。

まず、本編ですけれども、1、2、3とございますので、まず1番目の「はじめに」というところを簡単に説明させていただいて、それで了承をいただき、それから第2編目、そして第3編目という形で説明して行きたいと思っております。

まず、「はじめに」の計画策定の背景についてです。これは、皆さんご承知だと思えますけれども、簡単に言いますと、海と陸との生態系の相互作用を書いてありまして、生態系を構成している個々の種としての評価を書いています。その次に、この地域の生態系は漁業との共存の評価ということを書いてあります。そして、その下に、こういうことを踏まえて、なぜこの計画をつくらなければならないのかという計画策定の趣旨を書いてございます。

そこで、第2パラグラフでゴシックになっているところがございますけれども、これは、道庁内の調整の中で、「てにをは」の部類に入りますが、「渡り鳥の渡来地として」という方が文章のつながりがいいだろうということで表現を変えております。原文は、「渡り鳥にとって世界的に重要な地域」と書いてあったのですが、これよりも「渡り鳥の渡来地として」の方がいいだろうということで書いてございます。

それから、(2)(3)については変わっておりませぬ。

1 番の「はじめに」については以上でございます。

●桜井座長 通して、その後も説明していただけますか。

●上田 それでは、2 ページ目の保護管理等の基本的な考え方ですが、これも変わっておりません。簡単に言いますと、基本方針では、目的を達成するための手段として、既存の取り組みと自主管理、それから、こういったものをやるための手法が書かれております。

それから、(2) 知床の海洋生態系の概要と保護管理等の考え方というところですが、ここでは遺産海域の生態系というところを書いております。ここでは、知床の生態系の特徴を書いてありまして、後段に、海と陸との相互作用に係る種の役割ということを書いております。それで、最後のパラグラフで漁業とのかかわりを整理しております。

なおかつ、下の図 2 としては、当ワーキングでいろいろご議論いただいた食物網図を載せてございます。

それから、次の 3 ページ目ですが、これも文章的には変わっておりません。内容としては、順応的管理というところで、前半は順応的管理の定義を書いてあって、後段には指標種の考え方を述べております。すなわち、キーストン種とか高次捕食者とか希少種、そして後段の四角書きの注には、順応的管理の説明と、漁業ではもう既に行われているということを書いてございます。

ここで、道庁内の調整の中で、キーストン種についてももう少しきちんとした定義が必要だという意見も出てきました。

それから、その次の 4 ページ目ですが、各種構成要素の保護管理等の考え方は、ワーキングと申しますか、具体的には佐野先生の方から、計画全体の書きぶりとしては、保護管理の考え方については、これは方針を記載して、後段の保護管理処置というところで具体的にこうこうこうするという書き方にすればいいのではないかというご助言をいただきまして、そういう形にトーンを合わせております。

まず、簡単にいきますと、海洋環境と低次生産については、知床海域の海洋メカニズム、それからメカニズムの特徴としてのアイス・アルジー、それから後段に低次生産のメカニズムというものを書いております。

そして、第 3 パラグラフのところ、これはアンダーラインを引き忘れていたのですが、低次生産機構が生じている理由として、原文は沿岸湧昇などによって低次生産が生じているということで、植物プランクトンの生産及び動物プランクトンの再生産へと続くという文言が抜けておりました。これは、帰山委員のご指摘、ご指導のもとに、こういうような文言に直してございます。そういうものを踏まえて、最後の対応方針の一つ前のところで、この生態系を総括した知床の豊かさを書いております。

それで、対応方針のところには、海洋海峡と低次生産については、ベースとなる海洋環境のモニタリングが重要であろうということを書いております。

それから、5 ページ目は沿岸環境ですけれども、海洋汚染も変更のところはございませんでした。具体的には、現状については法規制、それから課題については、海洋汚染物質

の生物濃縮、それから油汚染について述べております。

それから、対応方針としては、現行の規制を継続していくのだということと、油汚染対策の重要性を述べております。

それから、その次、6ページ目の自然景観ですけれども、これも変わっておりません。現状としては、知床の景観の状況と、法律の規制について述べています。そして、それに伴う対応方針としては、当然、法規制の継続ということを書いております。

それから、漂流・漂着ごみの現状については、ごみの発生と、ごみの種類、外国由来というような種類を書いております。対応方針としては、情報の発信をするという話と、清掃の実施というようなことを述べております。

それから、7ページ目の魚介類の部分については、ゴシックで書いてあるところが、委員の先生の方からご指摘のあったところですが、構成要素の現状のところでは何が書いてあるのかといいますと、まずは種類、その種類の説明、そういった魚介類の漁業とのかかわり、それから、持続的な漁業をやられてきたか、いかに努力をしてきたかというようなことを書いております。それで、中段のゴシックのところは、これも佐野先生のご意見だったと思うのですけれども、日本の漁業はきちんとしたデータに基づいてちゃんと資源管理をやっている、世界にアピールするためには、こういった漁業統計が古くからとられているのだということを示すべきだという意見がございまして、ここに載せさせていただいております。

それから、次の指標種選定については、先ほど申しあげましたように、キーストン種という概念と、もう一つには、そのキーストン種を絞り込んで、指標種という概念で、これを管理していけば知床の海洋生態系を守っていけるというストーリーにしております。

ここで、指標種選定の第3パラグラフのところ、サケ類というところにアンダーラインが引かれております。この部分で、私どもの庁内の調整の中で、キーストン種としてはシロザケ、カラフトマス、サクラマスなのだけでも、指標種として絞り込むためには、サケ類というのは、やはり漁獲量も多く情報が豊富であるというところから、シロザケ、カラフトマスにすべきではないかという意見が出されております。

それから、その下の保護管理の考え方については、従来の取り組みの継続ということを書いております。

それから、下の注書きには、日本の漁業制度の説明ということで、後ほど牧野先生の論文の話もございすけれども、それを簡単に書いてあるようなものが本編の中に載せられているということでございます。

それから、8ページ目ですが、海棲哺乳類についても変わっているところはございません。簡単に申し上げますと、構成要素の現状では、海棲哺乳類の種類、知床での生態、それから、海棲哺乳類にとっての知床の状況と漁業との関係を述べております。

それで、括弧書きのトドについては、現状については、生態、希少種としての位置づけ、漁業との関係と、それを踏まえた管理、それから調査研究ということをついては書

いております。指標種選定としては、トドについては、トドの生態の位置づけと漁業との関係から、指標種として絞り込んだということです。それから、保護管理の考え方としては、生態に関する調査のもとで管理をするということです。要するに、きちんとした科学的調査のもとで管理をしていくということで、各指標種について全編を通じて述べられているという形になっております。

それから、その次の9ページ目ですが、アザラシ類です。アザラシ類についても、現状については、アザラシの生態、法規制を記載し、指標種の絞り込みについては、アザラシの生態の位置づけと漁業とのかかわりから指標種としたというストーリーにしております。それから、保護管理の考え方についても、トドと同じように、調査のもとで管理を行うというような形にしております。

それから、その次の10ページ目です。海鳥・海ワシ類については、構成要素の現状のところ、一番最初に種について書いてあります。それから、第2パラグラフのところでは、希少種について書いておりますけれども、オジロワシのところはゴシックになっております。これは、庁内調査の中で、オジロワシはIUCNの軽度懸念というランクに属されておまして、これは訂正すべきだということで訂正させていただいております。

ただ、書き方として、これはLCが一番最初に出てくるので、LCの前に軽度懸念と書くべきだったのが、11ページになっておりましたので、これは入れかえます。

それから、その次の海鳥類です。現状については、海鳥の生態、それから海レクとの関係と希少種ということを書いております。指標種選定では、希少種から選んで指標種に絞り込んでおります。それから、ここの種としてオオセグロカモメ、ウミウなどがありますけれども、これは、希少種というより、知床を特徴づける種ということで指標種として選定しています。そして、保護管理の考え方については、何度も申し上げますけれども、調査により管理をしていくというようなストーリーにしております。

それから、11ページの海ワシ類です。ここも、ゴシックで書かれていたところがあるのですけれども、この部分について説明しますと、まず構成要素の現状のところでは、ほかの種と同じように、法規制の状況、その次が希少種を書いて、生態系の状況という形で現状を述べております。その中で、希少種のところには、IUCNのレッドリスト、これはちょっと古かったので、軽度懸念というLCを正誤として載せております。

それから、現状の一番最後の鉛中毒に関する話ですけれども、ゴシックで書いてあるのは、誤解を招かないように正確に書くという意見が出ておりましたので、エゾシカの残渣に残留した鉛弾に起因して海ワシ類が中毒死する事例が発生しているという形にしております。

それから、指標種選定は希少種から指標種へ、保護管理の考え方は国の計画に沿った保護管理ということを書いております。

それから、12ページのその他の欄ですけれども、これは主に海洋レクリエーションのことを書いています。現状については、海レクの内容と効果、それに伴う課題としては、

海洋レクリエーションによる生態系への影響、対応方針としては、状況を把握しながら関係機関が関与する利用ルールにより対応ということで、一番最初に、IUCNに出した政府の方針にも海洋レクリエーションと生態系への影響を軽減するという方針がございまして、それに沿ったような内容で書かれております。

2番はそこまでですけども、3番まで行きますか。

●桜井座長　そこです。

今、保護管理等の基本的な考え方を、事務局案ということで皆様のご意見を参考にしながら出しましたけれども、この中で論点として少し整理しておきたいところがあります。

まず、3ページ目の三つ目のパラグラフにキーストン種とありますが、このキーストン種の用語の使い方の整理をもう少し明確にしてはどうかという提案がありました。これについては、後で事務局からお聞きします。

もう一点は、7ページの魚介類の中で、キーストン種から指標種設定に当たりまして、サケ類の中にサケ、カラフトマスに加えてサクラマスが入っています。非常に資源的な重要性を持つサケ、カラフトマスに加えて、今、遺産海域では非常に少ないと言われているサクラマスが入っているということで、これについてはこの扱いでいいのかという点があります。

この二つが、この基本的な考え方の中で整理すべき内容というふうに事務局では考えておりまして、座長の方にもそういう話が来ております。

それで、まず最初に、この二つを先にやりまして、そのほかにありましたら、その点についてお聞きしたいということで進めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

●桜井座長　それでは、まずキーストン種の扱いですけども、事務局の見解をお聞きしてから議論したいと思います。

●上田　キーストン種については、魚介類にしかキーストン種は書いていないので、ほかの種ではどうだというご指摘がございました。私がワーキングの議論をずっと拝聴していた中で考えているのは、魚介類については、例えばサケについては海と陸との生態系をつなぐ種、それから、スケトウダラは安定的な漁業の営みを位置づける種、この計画は生態系の保全と安定的な漁業の営みを目的としているので、シンボリックにサケとスケトウダラについてはかぎ種となるだろうと考えております。

●桜井座長　ちょっと待ってください。サケ類ですね。

●上田　サケ類です。

もう一つは、魚介類以外についてはどうだというご質問があったのですけれども、それについては、今、鳥の調査でも、環境省の調査でも、我々がやっている海棲哺乳類の調査でも、まず実態をきちんと把握していない、情報が少ない中で、これらをキーストン種であろうというところで絞り込むのはなかなかできないということで、他のものについては、情報が足りないので、キーストン種としての絞り込みはできなかったというところで考え

ております。

それから、キーストン種に絡んで、サケ類のところでシロザケ、カラフトマス、サクラマスというキーストン種があったのですけれども、指標種の中で、漁獲量が多く、なおかつ情報が多いというのは、サクラマスについてはそうではないだろうということで、シロザケ、カラフトマスにすべきではないかというご意見がありました。一つには、この指標種というのは、3ページで定義をしておりますように、順応的管理をしなければなかなか指標種となり得ないというところがございます。そうすると、事務局の考え方としては、順応的管理をうまくできる種としては、サケ類の中ではシロザケ、カラフトマスだろうと。ところが、サクラマスについては、ほとんど量がないということから、順応的管理というのはなかなか難しいのではないだろうかということで、やはりサクラマスについては落とすべきであろうという見解を持ちました。

説明は以上です。

●桜井座長 ありがとうございます。

論点を整理しますと、キーストン種という言葉をよく使っておりますが、その定義としては、3ページ目に生態系に大きな影響力を持つ種であるという形で定義しております。これでいいのかどうか、皆さんのご意見をお聞きしたいということです。

それからもう一点は、次にキーストン種から指標種を選定したときに、サケ類の中で、サケ、カラフトマスとサクラマスの位置づけがちょっと違うのではないかと。そうすると、この辺はどういう書き込みをすべきかということがあります。

この2点について皆さんの意見をお聞きしたいと思います。お願いいたします。

●帰山 キーストン種については、これまでもよく論議したと思いますけれども、結論から言いますと、僕はこのままでいいのではないかと思います。すなわち、キーストン種は、キー種ではないのです。かぎ種ではないのです。キーストン種というのは、あくまでも生態系のかなめ石としての種なのです。ですから、生態系を左右する種という意味でこのままでいいと思います。

ある意味では、キーストンという定義をどうするかというのはいろいろあるかもしれませんが、一番わかりやすいのは、海ワシなどで、いわゆる生態系の上位種という言葉があります。確かに、上位の種の場合には生態系全体に影響を及ぼしますので、そうなるわけですが、生態系を左右するのは必ずしも上位種だけではございません。生態系に左右する場合は、極端な場合には、オキアミの量がクジラの資源量を左右します。そういう意味では、必ずしも上位種に限りませんので、私はキーストン種の定義はこれでよろしいのではないかと思います。

とりあえず、キーストン種について限って発言させていただきました。

●桜井座長 今、そういう意見が出ましたけれども、これは定義を議論すると物すごく多種多様になってきます。非常に雑駁な大きなくくりで扱おうとすれば、今の生態系に大きな影響を持つという言葉でくっつけておかなければいけないと思います。細かな定義をして

いくと、非常に大きな定義がいっぱいあります。その辺で、もし意見がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

●桜井座長 ここで大きなくくりで扱うということによろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

では、そうさせていただきます。

次に、サケ類の中のカラフトマスとシロサケとサクラマスについて、これは帰山さんから意見をいただかなければだめなので、お願いします。

●帰山 7ページ目になりますね。

指標種の選定という概念によろしいですね。

正直に言って、この論議が道庁内で出てきたというのはちょっと意外だったなと思っております。といたしますのは、同じ論議で、水産林務部の方から前に相談を受けておまして、このサクラマスの位置についてはお話ししたつもりであります。メールでのやりとりだったと思いますが、現在転勤されて担当がかわられたようですけれども、当時の担当者の方からは、わかりました、サクラマスはそのままでよろしいのではないかという結論に至りましたという話を聞いておりましたので、ちょっと意外な感じがしております。

まず、サクラマスの生活史をちょっと考えていただきたいと思うのですが、皆さんご存じのように、川で産卵して生まれた稚魚は、一、二年川に滞在して、海へおります。海で1年間生活して、翌年の大体春、早くて5月から、遅いもので9月ぐらいに川に上ってきて、産卵期は大体9月、遅いもので10月の初めだと思います。そういう一生の一回繁殖型の生活史をとるということで、最も典型的なサケ属魚類の一種です。

それから、知床の世界自然遺産に認められたクライテリアの一つに、計画の1ページ目、「はじめに」の(1)の1パラの3行目の後ろですが、「サケ類が河川に遡上し、海洋生態系、陸上生態系の相互作用が顕著なことである」と。すなわち、海洋生態系と理情勢体系のインタラクションの代表としてサケ類が上げられているということと、その代表としてサクラマスが当然含まれるであろうという意味では、サケ類と一くくりした中にサクラマスが入って当然ではないかと思うわけです。

もう一つは、現状で漁業資源が非常に少ないからという論議だったと思うのですが、この論議が果たしていいのかどうかちょっとわかりません。といたしますのは、現在、北海道庁としては、サクラマス資源をどう回復させるかということで、特に道立水産孵化場の研究者はもう20年以上一生懸命努力されている過程があるわけです。また、知床においても、僕が知っている限りでは、1960年代までというのが、例えばデータとして残っているのは岩尾別川のサクラマスの遡上数です。遡上数というよりも、サケの捕獲数の中に入っているわけですが、数千尾とられたのが現在では数十までいくかどうか、いずれにしても激減しているわけです。すなわち、従来であれば、あそこはサクラマスが非常

に豊富な資源だったわけですが、今はそれがほとんどいないという現状です。

そういう意味では、本来、漁業資源管理そのものというのは、資源を守る——守るという中には、リハビリテーションというか、回復させるという行為も当然含まれるはずなのです。そういう観点からすると、本来、逆にサクラマス資源を守ることの方が重要ではないかなと思うのです。

そういうことも踏まえまして、魚が少ないから指標種から外すというのは、ちょっといかなものかなと思います。そういう意味では、7ページ目の指標種選定の3パラグラフ目の表現はちょっと不適切ではないかと思います。すなわち、「漁獲量も多く」とありますが、必ずしも漁獲量が多い少ないというのは指標種の選定の大きな理由にはならないかもしれません。この辺は再検討の必要があるのではないかと考えています。

大体そんなところですよ。

●桜井座長 ありがとうございます。

どうでしょうか。今の考え方で、事前にもちょっと打ち合わせをさせていただきましたけれども、この遺産地域における陸域と海域の生態系をつなぐものとしてサケ類と位置づけています。それから、ご存じのように、河川の方につきましては、ダムの問題、堰堤の問題等で、それをできるだけ避けるために上げようということが行われております。そうしますと、サクラマスについては、現状はいないというだけで位置づけないということではなくて、この世界遺産地域のサケ類の回復という意味を込めてサクラマスが入っているという位置づけですので、先ほど言いましたカラフトマスとシロザケとはちょっと位置づけが違うということです。そうすると、このパラグラフの指標種選定の部分の最後の文章を変える必要があるだろうということです。

これは座長からの提案ですけれども、ここの書きぶりをこのように変えてはどうかという提案をいたします。

3番目です。「よって、遺産地域の海洋生態系の」という言葉をまず入れます。「遺産地域の海洋生態系のキーストン種であり、この地域の持続的漁業を支えているサケ類とスケトウダラを指標種として」と。一部は漁業を支えているけれども、海洋生態系のキーストン種であるという位置づけについてはすべてサケ類、スケトウダラを入れていましてというような表現にしてはどうかということです。サクラマスそのものを、漁業で重要視という位置づけで、少ないから削るということではなくて、この遺産地域の今後の回復を目指すときに、それが復活するということはある意味では非常にいいものになるのではないかなという考えです。

座長提案をさせていただきましたけれども、これについてご意見をいただければと思います。

永田さんの方から、補足あるいはコメント等がありましたらお願いしたいのです。道のサクラマスの回復計画もあると思うので、その辺のところも踏まえてお願いします。

●永田 サクラマスについては、私の方も相談を受けて、そのときに、キーストン種であ

り、漁獲量も多くということからすると、確かにサクラマスの漁獲量はそれほど多くないという部分があったので、その部分についてはクエスチョンもあるなという話がありました。帰山先生等との意見交換の中では、知床というのは陸域と海域の相互関係の中で維持されており、その中で、サクラマスというのは、一番上流まで上って、そして産卵した後すぐに下らないのです。一、二年、その中で生活するという面では、陸域はそういう遡上条件をかなり持っているということが非常に重要になってくるわけです。そういう面では、これから将来にわたっての知床のモニタリングを含めて、象徴的な、追っかける種としての意味は大きいのではないかと思います。

今、座長の方から言われた部分を含めて、漁獲量が多いということではなくて、持続的漁業という文言を入れることについては、私自身は賛成したいと思います。

●桜井座長 ありがとうございます。

ほかに、これにつきましてご意見ありましたらお願いします。

地元の方はどうでしょうか。こういう考え方でサクラマスを位置づけたいと思うのですが、どうでしょうか。

帰山さん、実際にかつていたというのは、ダムの問題とは別にいたということですか。

●帰山 理由はいろいろ考えられますが、ダムの問題も一つの課題であったことは事実です。もちろん、それ以外にもいろいろ理由はあると思います。

●桜井座長 こういう指標種の位置づけにつきましては、地元からは何かご意見はありませんか。

特に入れてはまずいということはないですか。

●野田 別にはないです。いわゆるリハビリができる資源であれば、それはそれで結構だろうと思っていますし、別にそれが除くという理由にはならないと思います。先ほど言われたように、少ないから影響がないのだということではないだろうと、将来的には再生する資源なのだろうなと思っています。

●桜井座長 ありがとうございます。

そのほかご意見ありますか。

(「なし」と発言する者あり)

●桜井座長 よろしければ、これについては、今のような表現でサクラマスを位置づけるということと、キーストン種についても大きなくりで定義をして、指標種の選定については先ほど提案しましたパラグラフのような形で訂正するという事でよろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

●桜井座長 ありがとうございます。

では、この二つが大きな論点として事務局からいただいたものですが、このほかにありますか。

●松田 10ページですが、訂正があったというオジロワシのLCという表現についてです。このままでいいのですが、LCというのは、軽度懸念というふうにありますけれども、

これは、絶滅のおそれがあるというものではなくて、むしろ普通種という認識であるということをご理解いただきたいと思います。準絶滅危惧はこれから絶滅危惧種になるかもしれないという意味で上げているわけです。ただ、LCというのは、種として評価していないものもいっぱいあるわけです。評価しようとしたのだけれども、その中で最も絶滅のおそれが低いというものですから、ある意味では、ちゃんと調べた結果、大丈夫と言われたというものであるということです。これは、国際的にはそうなっているということと、日本では、もちろん日本の中の渡来数というものもありますので、日本はENであるということです。

以上です。

●桜井座長 ありがとうございます。

よくわかりました。

ほかに、全体を通して、基本的な考え方の中で何かありましたらお願いします。

●服部 表記方法の確認です。余り大きい問題ではないのですが、括弧づけで文献を紹介していきまして、丸の後に括弧づけの文献の番号がついているのですが、普通は丸の前ですね。

●松田 イギリスとアメリカで違うのです。統一してあればいいのです。

●服部 統一してあればいいのですね。わかりました。

●桜井座長 これは統一していますね。

大きな論点二つは整理ができましたけれども、ほかに何かありますか。

(「なし」と発言する者あり)

●桜井座長 ないようですので、次の保護管理措置等につきまして、ここもできるだけ論点の部分を説明する形でお願いします。

●上田 わかりました。

保護管理措置について、13ページから簡単に説明させていただきます。

海洋環境と低次生産については、修正はございません。さっきよりもっと簡単にいきますと、低次生産調査を言っていて、海流の調査をしていて、それで調査の解析、それから調査の評価、それから調査の実施の充実、そして調査の活用というような文章の流れで書いております。

次の14ページですが、これは沿岸環境です。これも特に修正はございません。海洋汚染については、海洋汚染対策、調査の継続、それから自然景観についても、法規制、規制の担保、そして自然景観については、順応的ということをしてにじませるために計画の見直しということを書いております。それから、漂流・漂着ごみについても、取り組みの情報提供、それからボランティア等の協働ということを書いております。

そして、15ページの指標種です。これについても修正はございません。まず、順応的管理に基づいた継続的な保護管理を実施していくということで、指標種として定義づけるからには、順応的管理に基づいたものをするということをして最初にうたっております。その

次にサケ類がきまして、サケ類については、河川工作物、サケの資源管理、それから資源管理のための調査という既存の取り組みを書いております。

それから、16ページのスケトウダラです。ここについても修正はございません。何が書いてあるのかといいますと、スケトウダラについては、法規制、それから法による資源管理ということを書きまして、その次に、それとあわせた樹種管理、そして既存の管理の自主管理と法的管理を組み合わせた管理の今までやってきた管理の継続ということを書いております。それから、最後のパラグラフでロシアトロール船問題についても述べています。

それから、その次のトドについても修正はございません。トドの管理の現状と調査を踏まえた管理という形で作っております。

それから、17ページのアザラシです。アザラシは、全部ゴシックになっていますが、内容が変わったというよりは、正確を期して文言修正したということでございます。

1パラグラフ目で、文言整理ということで、「アザラシ類を捕獲する場合は」というのを入れているのですが、これは、ほかの書きぶりが全部同じだから、これに合わせた方がいいのではないかという話で内容に直結するようなものではございません。

その次に、許可の方針ということで、こんな方針でやりますということです。それから、あとは許可をしながら管理しますというところで日本語の整理をしております。

それから、その次のケイマフリ、オオセグロカモメ、ウミウについても、鳥獣保護法に基づき捕獲は原則禁止されていると書いております。以前の文章は、許可を受ければという話があったのですけれども、調べたところ、ちょっと事実誤認で、ケイマフリ、オオセグロカモメ、ウミウは、鳥獣保護区であろうが、なかろうが、日本全国どこで捕獲してもだめですという話になっておりました。それで、これを修正しております。

その次の18ページですが、オオワシ、オジロワシについては、1カ所修正がございます。まず、一番最初には法規制について書いていて、それからオオワシ、オジロワシは調査に基づく管理をします。そして、後段では、人とかかわりの制限、要するに海レクが影響を与えるということで、利用者への指導、普及啓発を行うということを書いています。それから、一番最後に鉛中毒について述べておりますけれども、これも、正確に書かなければ誤解を招くということで、大型哺乳類の狩猟による鉛弾の狩猟を禁止しているという形で整理させていただいております。

それから、19ページのその他構成要素です。これも特に変わっておりません。海洋レクリエーションについては、適正化計画の策定ということと、その計画に基づく指導の徹底、そして最後に海洋レクリエーションについては調査を踏まえた対応ということを書いております。

それから、最後の20ページですが、管理体制と運用のところも変わっておりません。おのおので措置を行う、措置を講ずると。この計画を管理するためには、おのおので措置を行って、そのためには情報の公開と情報の共有化、それから知床の科学委員会からの助

言、最後に経過期間としては5年ごとの見直しということで整理をさせていただいております。

以上でございます。

●桜井座長 今のところでは、特に大きな論点として提案されているものはありませんが、私の方から1点だけ伺います。

前回の平成18年度第3回ワーキンググループでも、トドのところについての書き込みについては、平成19年度の夏をめどにして、現在、水産庁あるいは水研等が中心となってトドの管理計画を策定中であるということをお話いたしました。現在、これが進んでおりまして、トドの正確な来遊頭数などの科学的根拠に基づいた駆除枠などについては、今、水産庁、水研等が調整をしております、これが最終的に公表されるのは、北海道連合海区漁業調整委員会というものが7月末か8月初めにありまして、ここで公表されます。

この公表された後に、水産庁の方から公表された数字についての科学的な根拠を公表することになっております。これが出ましたら、ここの書きぶりは、それにあわせて書きかえるということを提案しておきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

●桜井座長 それでは、これはそういう形で書きます。

ただ、今回の海域ワーキングを終えますと、後ほどスケジュールの説明をされますが、最終的に来年2月にIUSNから視察団がいらっしゃるの前に開くだけですから、もし、8月初旬までの結果が出ましたら、各委員にそれを全部流して意見を求めるということにしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

●桜井座長 それでは、今の部分の全体を通してご意見、コメントがありましたらお願いします。

●牧野 私は、前回のワーキンググループが終わった後に、いろいろな世界各国の海の生態系管理計画のようなものをざっと学会誌レベルでレビューしたのですが、その中で、こういう要素が入っているものが今の世界の潮流だなというものを幾つかまとめまして、この知床の計画で抜けているかなと思うものを二つほどピックアップしてきました。

今ごろになってそんなことを言うなという話ですが、一応、ご参考までに申し上げます。

一つ目は、いろいろな国の海域生態系管理計画を見ると、必ず文言として入っているのが、**Precautionary principle**、予防原理です。予防原理というのはかなり重要なキーワードなのですが、実際に知床で行われている活動の中でもいろいろ入っているのだと思います。例えば、スケトウダラなどのTACを決めるときには、TACを決める前段階のABCを決めるときに**Precautionary principle**が入ってきます。それから、先ほど座長から説明がありましたトドの科学的な駆除枠の推定の際にもかなり取り入れられている考え方だと思いますので、もし必要であれば、予防原理という言葉を入れることもできるだろうと思いました。

もう一つ入れる必要があると思ったのは、人的能力の開発という点です。Human capacity development という言葉になるのですけれども、これは具体的にどういうことかということ、実務家、行政官、NGO、地域住民に、どういうふうに意識を高めてもらって、教育などの機会を提供するかという話です。それは、一番最後のページの管理体制と運用の中に入ってくることで、ウェブサイトとかビジターセンターなどを通じて、公開と共有化を図るというところに深く関連するのだと思うのですけれども、それを通じて関係する人たちの Human resource development を図るといいう言い方をすると、ちょっとしっくりくるかなと思いました。

もう一つ、つけ加えさせていただくと、生態系の動向をあらわす指標をつくるのは世界的な潮流でして、この計画の中でも指標種というものを設定しているのですけれども、それを設定したときに、どういう形で表現するのか、それがどうなったらどうするのかということも、多くの世界の管理計画の中では言及されております。順応的管理の考え方なのですけれども、順応的管理という中で、指標がどうなったらどうするのかということももう少し明確に書く必要があるのかなと思います。資料編でもいいのかもしれませんが、海外の事例と比較して、そういうことを感じました。

以上です。

●桜井座長 非常に重要な指摘をありがとうございました。

もし予防原理のことを本文に書くとしますと、15ページに「次の指標種を対象として、モニタリングを行いつつ、順応的管理の考え方に基づいた」とありますね。予防原理と順応的管理の考え方に基づいたということですか。

●牧野 順応的管理の中に入っているとも言えますね。

●桜井座長 ですから、むしろ資料編として、TACにしてもトドにしても入っていればいいのですね。

●牧野 ただ、3ページの生態学事典の説明の中には入っていないのです。

●帰山 そこに入れる必要があるかもしれませんね。今の牧野先生のご意見を入れるとすると、3の順応的管理の説明の2パラグラフをつくるか、あるいは1パラグラフの中に加えるということになるのではないかと思います。

●桜井座長 逆に言うと、巖佐さんの事典プラス、何か引用できますか。予防原則をどこから引っ張ってあげればいいですか。

●松田 予防原則と順応的管理というものを同時に使っている文言は国際的にもほとんどないと言う方がむしろ正しいです。例えば遺伝子組み換え作物を持ってくると、ヨーロッパは予防原則を主張して、アメリカは順応的管理を主張して、必ずしも統一されていないのです。ですから、全部一遍に予防的・順応的管理と書いてしまうと、海外から見ると、どのサイドから見ても違和感を覚えるという側面もあると思うのです。

むしろ、私は、予防的・順応的管理という言葉を使うべきだというふうに主張しまして、私どもでグローバル指標をとったときに、それを審査員に評価していただいたという側面

があります。

どういふことかといいますと、予防原則という、証明されていない段階でとにかく手を打とうとします。保全をしよう、保全をしようとします。しかし、実は、そこで手を売った措置が後になって要らなかった、データがそろってみたら、そこまで厳しくやることはなかったなということはあると思います。その予防原則の実施そのものも順応的に見直していくということがあれば、これは何も矛盾するものではないと申したところ、海外の審査員も、それはそうだろうと。こちらが個別に聞き取りをやったところはそんな感じでありました。

その意味では、入れるのであれば、海外の人にも誤解がないように入れるという作業が要ると思うのですが、それをいきなり一言で言うのはなかなか難しいことでありまして、入れるのなら5分ほど考えさせてください。

別の話ですが、先ほど牧野さんが指摘された人材育成はすぐにでも入れるべきだと思います。

20ページの(1)の最初のポツの3行目、「それぞれが取り組んでいる遺産地域の海洋生態系の保全や安定的な漁業の営みなどに係る」、ここには「保護管理措置等」と書いてあるだけですけれども、営みなどに係る人材の育成を図り、保護管理措置等を推進するとやればすぐに入ります。これは、ぜひ入れた方がいいのではないかと思います。

以上です。

●永田 私は、予防的原理とか順応的管理は別に専門ではないのですけれども、私が知っている予防的管理というのは、例えばカナダのサケマス関係でいくと、どちらかというと、利用制限の方が強くイメージとして出てしまうところがあります。ですから、具体的にどういふ形でこの中に入れ込むかというのは、僕のイメージとしては、順応的管理の方が、現状をある程度是認しながら試行錯誤してやっていくという部分があると思うのです。先ほど松田委員の方からヨーロッパとアメリカのニュアンスの違いという話が出ましたですけれども、Precautionaryの部分が強過ぎると、事前に余りにも利用制限をし過ぎて、本来であれば利用すべきものまで押さえてしまうということもあります。ですから、どういう場面でそれを利用するのか、使うのか、つまり資源の利用という部分と絡んでしまうと、非常に慎重に考えるべきところもあるのかなというのが私の印象です。

●牧野 私が了解している限りでは、多分、この後、松田委員の方からきちっとしたご説明があると思いますけれども、予防原則というときに、私が知る限りでは二つの態度があります。一つは、先ほどおっしゃられたように、コンサバティブにというか、もし資源を利用するのだったら、その利用が悪影響を伴わないことを証明してから使うという举证責任が付随した考え方です。もう一つは、少し安全サイドに見積もって使うという考え方です。安全係数というものを0.8とか0.5くらい掛けて、科学的に評価された枠の8割くらいをPrecautionaryの見地から許可しましょうというような考え方です。

多分、私の理解では、日本のTACの設定制度とか、今、水産庁で議論されているトド

の駆除枠の話も、後者の考え方だと思っております。これは、一つの解釈として **Precationary** なアプローチだと思いますけれども、確かに、永田委員がおっしゃられたような議論を吹かけられないようにする説明は必要かもしれません。

●桜井座長 確かに、日本のABCはまさにそうですね。

この件について、ご意見がありましたらお願いします。

それでは、まず先に、人間のかかわりのところで、20ページは、保護管理措置という言葉だけではなくて、人材の育成も図りという言葉を入れるのは非常に重要だと思いますが、ここの部分に入れることについてはよろしいですか。

ここについては、牧野さんのご意見を取り入れたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

●桜井座長 それでは、予防原則のところについては、松田さんに宿題を置いておきますので、終わるまでに……。

●服部 牧野さんとほとんど同じ路線なのですが、人材向上と、アウトリーチのことも入れておいた方が、外国に対する文面としてはよくなるのではないかと思います。

●桜井座長 どのようなアウトリーチですか。そもそもアウトリーチする中身は具体的にどのようなものですか。

●服部 教育面のところも含めて入れてはどうかということです。

今、牧野さんはどういうふうに言ったのですか。

●牧野 20ページの(1)のポツの一つ目に人材育成が入るわけですが、アウトリーチというと、二つ目の黒ポツの内容とかぶることがあるかもしれませんね。

●桜井座長 ということは、これで十分だということですね。もう少し足した方がいいということですか。

●服部 言葉を入れておいた方が……。

●牧野 公開というと、もうちょっと積極的な感じですね。

●服部 (1)の二つ目のポツの最後の行ですが、「通じて、情報の公開と」というところをもう少し具体的に……。

●桜井座長 情報の発信という言葉がありますけれども、情報の公開で十分かなという気がします。入れても入れなくてもいいですが、この辺は、英語にするときに国際スタンダードで言う必要があります。日本語で表現できなくても、英語では表現しなければならないということが当然あります。

先ほどの人材の育成を図りはいいですね。

●小林 人材の育成を図るところの具体的な想定を確認させてください。

それぞれの研究機関と関係行政機関等の機関が、海洋生態系保全あるいは安定的な漁業の営みに係る人材の育成を図りますから、例えば具体的には漁協さんの後継者に対する研修のことや、知床財団さんが携わられるような保全のための普及啓発や、もしくは試験研究機関におけるOJTのようなことや、そういうものを称して人材の育成と、具体例とし

て説明するということでよろしいのでしょうか。

●牧野 私もそのように想像しております。

ただ、もう一步踏み込むのであれば、市民向け講座のような、それは知床財団さんがやっておられる啓発の部分に入るのかもしれませんが、要は市民ですね。一般市民が重要なステークホルダーなので、そこにどう情報を発信していくのか、発信しているのだということを書くといいと思いました。

●桜井座長 松田さん、宿題は終わりましたか。

●松田 この宿題は難しいですね。

普通に考えれば、一番入れやすいのは、指標種の選定というところに入れるのはやさしいのですが、事前に漁業者に説明してあるのですね。後から、例えばトドの選定に当たっては予防原則などという言葉は今から書き込むと、むしろ誤解を与えるのではないかと思います。ただ、海鳥だけを入れるというのも変ではないか。ある意味では、全体に対して予防原則が既にかかっているのですけれども、漁業者に説明が終わった段階で今から入れるよりは、予防原則というのはABCなりで既にとられているという説明を我々がするという方がいいのではないかと思います。

ここには順応的管理という言葉がたくさん書かれていますので、むしろ我々は、その順応的管理を予防原則も含めた形でやろうとしているのだということ海外に向かって説明する方がいいのではないかと思います。

ですから、もう少し根幹の理念にかかわるような部分でぼんと書けるところがあればいいのですが、今、それをすぐには探せない段階です。

以上です。

●桜井座長 牧野さん、よろしいですか。

多分、ここでは言えないと思います。トドの管理計画については、まさにそれが入っています。ですから、具体的な事例として、こういうことを扱っていますというのは資料編の中には当然入ってくると思いますので、その辺でよろしいですか。

●牧野 それで結構かと思います。

●桜井座長 それから、最後に指標に関する表現について指摘がありましたね。

●牧野 これは感想のようなものですが、順応的管理を進める、順応的管理に基づいて考えていくという表現はあるのですが、では、それと指標はどういうつながりがあるのかということがこれを読んだだけでは見えなかったもので、そこは補足説明のようなものが必要ななと思いました。

●桜井座長 これにつきましては、先ほど事前に打ち合わせをしたときにも議論になりましたが、例えば、順応的管理の一番大きな問題は、5年間で見直しをするという大事な要素があります。つまり、今、キーストン種を決めて、指標種を決めておりますけれども、これは5年後も同じものを続けるということではなくて、その段階で見直しをかけて、これは新たにモニタリングしながら順応的管理に組み入れてやらなければ地域の漁業あるい

は生態系の保全に不可欠であるということがあった場合に、そこで新たに組みかえるということで、現時点での指標種はこれであるというような考えを私は持っています。

ですから、もしそういうことが言われるとすれば、まず5年間はこれでやっていって、なおかつ、新たにそういうものが出てきた場合には、次の管理計画の中で見直しをするというふうに考えております。

●牧野 まだ具体的なイメージがわからないのですけれども、そうすると、その指標を環境省さんのホームページかどこかで公表するわけですか。それは、毎年はかって、毎年更新していくものなのでしょうか。それとも、5年間……。

●桜井座長 この管理計画については、最後の20ページに計画期間がありますね。この2行にかかっています。

●牧野 では、指標についても、5年ごとに1回ずつ指標を出すということですか。

●桜井座長 この管理計画そのものを見直すわけですから、全体の見直しがかかりますね。

●松田 牧野さんが指摘された国際標準は例えばどんなものかといいますと、資料2の51ページです。ここに漁獲量が載っていますね。これだけ詳細なものが載っているのです。今、桜井座長がおっしゃったのは、指標種で、次にイカを加えるとか、アザラシを抜くとか、そういうことを見直すという表現だったと僕は理解したのですが、そうではなくて、指標種を決めたらば、例えばトドは来遊数を何頭以上に維持するようにするとか、そういう基準を設けるのがグローバルスタンダードです。それに関してないではないかということだと思います。

私も、初めはそれをつくりたいと切に願っていたのですが、それが無いのは、知床に関しては海域ワーキンググループだけではありません。例えばエゾシカの管理計画とか、結局できなかつたのです。今、海でつくるべきだというのは、現時点では私は申しませんけれども、将来的にはそういうものが必要になってくる可能性はあると思います。それは、ある意味では、今までこんなに減ってはとれないよなという形で漁業者が自主的にやっていたところをどうあらわしていくか、確かに世界の標準はそれを数字で示せということだと思いますが、必ずしもそれだけがやり方ではないのではないかと私は思います。むしろ、その辺をうまくやる方法を考えていくということが必要ではないかと思えます。

多分、牧野さんは、管理計画の文章を、どんな文言の管理計画があるかということを見てレビューされたと思うのですが、本当に大事なのは実態なのです。つまり、本当にそれが機能しているのかどうかということも含めてレビューすると、意外と、すごく立派なことを書いてあるけれども、全然うまくいっていないという国もかなりあるはずですよ。そういう意味では、全部言葉にしなければうまくいっていないとか管理されていないという欧米流の言い方ではなくて、実質を問うようなことがちゃんとできればいいのです。

その意味では、これだけきちんとした漁獲統計があるというのは世界にないことですから、こういうものを書き連ねていくというやり方はあるのではないかと私は思います。

●桜井座長 ありがとうございます。

私も今、国際的な対応をいろいろやっていますけれども、これだけ多様な漁種の漁獲統計はないのです。ノルウェーでいけば、シシャモがあって、ニシンがあって、タラがあるくらいで、カジカとかカレイはどうなのかというと、何もないのです。そういう実態はあちこちにあります。

そういう意味では、日本の漁業そのものの漁獲統計、佐野さんが指摘していただいて文章の中に入りましたけれども、漁獲統計がよく整備されているということと、漁獲統計の例としてこういうものがあるということ、まずこれで説明しようということですが、よろしいですか。

佐野さん、よろしいですか。

●佐野 松田先生が先ほど総括されたのは、非常に安心して聞いていました。

国際スタンダード、あるいはグローバルスタンダードということで、牧野さんがいろいろ調べていただいたのですが、もう一方で、私たちは、漁業関係者の方もオブザーバーに入っていただいて議論してきたように、地元の漁業関係者の方に理解を得られるような内容を考慮しなければなりません。そういう意味では、予防的原則にしる、予防的アプローチにしる、その辺の文言を一つとるにしても、きちっと理解を得るような解説が必要です。今、ここに至っては結構大きな挟み込みなのです。

なおかつ、桜井座長がまとめられたように、資料編の中にその辺の思想は十分入ってきていると思っています。順応的に管理にしても、実際にスケトウダラ個体群の動態の流れの中で、あれだけ隻数をみずから落としてきているわけです。ああいう措置が間違いなく、その時点で予防的原則とか順応的管理という定義語では表現されなかったけれども、十分その思想を反映した内容が網羅されています。

ですから、今の段階では、漁業者の理解も得てできた文章とすれば、私はこれでよしだろうと思います。そして、対外的に発信するときには、英文での表現や、あるいは求められた説明の内容で十分クリアできるのではないかと理解して聞いておりました。

●桜井座長 ありがとうございます。

今、およその議論が出てきましたけれども、この保護管理措置につきまして、そのほかにございましたらお願いします。

(「なし」と発言する者あり)

●桜井座長 ないようでしたら、ここで10分休憩したいと思います。

[ 休 憩 ]

●桜井座長 それでは、後半部分を始めたいと思います。

早速、管理計画の説明資料について、小林さんの方から説明していただきます。お願いします。

●小林 それでは、資料2の説明資料でございます。

前回のワーキングで提案させていただきましたこの資料につきましては、いろいろご意見をいただいて修正したのですが、いきなりメーリングリストに掲載しまして説明をしていなかったものですから、私の方から概要を簡単に説明させていただきたいと思います。

前回ワーキングでご提案させていただいたときに、いろいろご意見をいただきました。前回出したときには、法制度でこうなっていると書いてあるだけで、科学委員会としては、根拠が法律だというだけではだめで、その法律の背景や、どうして定められたのかといった根拠をきちんと考える。また、こういう調整によって資源の保全が有効に図られるという分析を加えるとか、実行計画をつくらないのであれば、なおのこと、資料編に、単に今どうなっているかではなくて、過去にどんなことが起きて、その経緯によってこういう想定になっているのだということをきちんと書き込みなさいというご指摘をいただきました。

そういったご意見を踏まえまして、大幅に見直したのがこの資料2でございます。

1ページをごらんいただきたいのですが、まず、沿岸環境に関しましては、海洋汚染につきまして、国際的な取り組みに基づかなければ海洋汚染は対応できないものなのですが、1970年代に海洋投棄や大規模油流出事故の関連でロンドンダumping条約やマルポール条約といった国際条約が定められました。それに基づいて、海洋汚染防止法や廃棄物処理法が施行されてきました。そして、こうした法律に加えまして、北海道でも沿岸海域の排出油防除計画や油流出対応マニュアルをつくって対応してきたということを書き込んでおります。

また、その本文には、知床での具体策については別途検討するよう努めるというふうに行っているところであります。

5ページをごらんいただきたいと思います。

自然景観保護の書きぶりについてでございますけれども、自然公園法に基づきます公園計画をおおむね5年に1回見直しを行っていますが、その際には、自然環境保全基礎調査や各種の学術調査の情報、地域の社会的な背景、あるいは公園利用の実態に応じまして、また、専門家による検討会も開催するなど、科学的知見に基づいた見直しをきちっと行って、そういう仕組みをこの中で説明させていただいております。

続きまして、10ページでございますけれども、漂流・漂着ごみに関する記述でございます。

漂流・漂着ごみにつきましては、近年、非常に深刻化している問題ではあるのですが、なかなか有効な管理、対策がなされているとは言いがたいのですが、環境省が中心となって国における取り組みが進められてきています。しかしながら、外国との関係も含めて難しい面もあることから、なかなか有効な対策が講じられていない。したがって、今年になって、より高いレベルのメンバーによる対策会議を国が新たに設置いたしまして、さらに検討を進められておりまして、大規模な漂着ごみの緊急的な処理に関して国が補助することや、環境保全プロジェクトなどへの支援も行うようになってきているという経緯

を記述してございます。

次に、12ページの指標種のうちのサケ類に関してでございます。

サケ類につきましては、法令に基づく水産資源管理として、海面や内水面における採捕制限、それから、河川工作物による遡上障害の回避をきちんと行っていること。また、サケ類の漁獲情報は、来遊状況の把握や人工ふ化放流事業の親魚確保の管理などに活用されていることなどを説明しております。

こうした措置によって、結果、漁獲量は増加しているということでございます。

次に、14ページでございます。

14ページにつきましては、メーリングリスト上にご意見を賜ったときに帰山先生から水産基本法、海洋基本法、水産資源保護法の関係部分についてきちんと載せた方がよろしいのではないかとのご意見をいただきまして、アンダーラインの部分について追加させていただきました。

続きまして、17ページのスケトウダラでございます。

スケトウダラにつきましては、試験研究機関による資源調査や資源評価に基づいてTACを設定して採捕量の管理を行っています。また、関係法令に基づく資源管理協定による未成年魚の保護措置、あるいは、漁業者の自主管理による禁漁区や禁漁期間の設定を行っておりまして、水産資源の持続的な利用に努めており、こういった措置によって、この海域のスケトウダラの漁獲量の安定化に努めているということを記述しております。

なお、佐野委員のご意見を踏まえまして、TACに関する記述については、根室に限って記載することとして、オホーツク海域の記述を削除させていただきました。

それから、23ページでございます。

23ページはトドなのですけれども、トドにつきましては、平成6年度から法律に基づきまして採捕数の制限のもとで管理が行われてきております。その一方で漁業被害も深刻化しておりますことから、国においては、北海道沿岸に来遊するトドの数や生態などの調査研究、採捕数などについて科学的な検討が行われていることを記載しておりますが、先ほどの桜井先生の素案本編の中のご説明にありましたように、水産庁におけるトドの管理計画の策定の最終調整を行った結果、ここの書きぶりについても若干変わる可能性があるということでございます。

それからまた、松田先生のご指摘を踏まえまして、捕獲数の内訳の説明ぶりにつきましても、その最終調整の結果を受けて書きぶりを若干変更する可能性がございます。

続きまして、27ページのアザラシ類でございます。

アザラシ類につきましては、鳥獣保護法に基づくこととしているのですけれども、平成14年に法改正がございまして、生物多様性の確保という目的が加えられ、これまで規制のなかったアザラシ類が保護対象とされたこと。その結果、きょうご出席いただいている大泰司先生、松田先生、桜井先生にもご協力いただいた生息状況調査においても、個体数が増加傾向にあることが確認されているということを書いてございます。

なお、下線部につきましては、許可の説明の文言修正をさせていただきました。

続きまして、30ページの海鳥類のケイマフリ、オオセグロカモメ、ウミウのところでございますけれども、海鳥類につきましても、鳥獣保護法に基づきまして、特別保護指定区域を指定し、保護、管理、繁殖を図っているところであり、鳥獣保護区は生息地や生息環境を安定して保全するといった観点から、20年という長い期間ではありますが、そういった存続期間の中できちんと見直しを行っているということを書いております。

それから、37ページをごらんいただきたいと思います。

オオワシ、オジロワシの記述でございます。

オオワシ、オジロワシにつきましては、文化財保護法と種の保存法によりまして厳格な保全が図られてまいりましたけれども、さまざまな要因によって自然状態での安定的な存続が危ぶまれる状況になってきている。このため、国内の代表的な専門家による検討会を開いて、科学的知見に基づく保護対策を検討し保護増殖事業計画を策定するなど、そういった保護対策を進めてきていることを書いてございます。

また、37ページの鉛中毒対策といたしましては、鉛ライフル弾から毒性の低いものへの切りかえを呼びかけてはみたものの、改善が進まなかったことから、すべての大型鳥獣の狩猟におけるライフル弾や散弾銃の鉛弾の使用を禁止して、ワシ類の鉛中毒死の根絶に努めているということを書いてございます。

42ページをごらんいただきたいと思います。

その他の構成要素として、海洋レクリエーションに関してですけれども、海レク関係につきましては、知床岬周辺の上陸規制を古くからずっと行ってきたが、その規制にもかかわらず一般観光客の上陸利用が後を絶たないため、学識経験者からなる検討会議での検討を重ねて、知床国立公園の適正利用に関する基本計画をつくり、海洋レクリエーション利用が海鳥や海棲哺乳類に影響を与えないよう、また漁業への影響が生じないよう、利用状況を把握しながら一定のルールのもとで行うよう指導してきていることを記載しております。

48ページでございます。

48ページには、49ページにある食物網図、私どものワーキングの議論で先生方のお力をいただきながらつくった食物網図の説明を、帰山先生のご指導をいただきながら書き込みました。

それから、先ほどの議論の中でもご紹介いただきました51ページですけれども、松田先生のご指導をいただきながら、水産林務部の方でつくっていただきまして、知床海域における漁獲量の推移を1枚のグラフにまとめて整理しております。

この説明資料に関しましては、雑駁ですけれども、本来であればメーリングリスト搭載前にもう少し丁寧な説明をした上で皆さん方からご意見をいただくべきところだったのですけれども、時間もなかったことから、前回ワーキングの後、今のような趣旨、論点、視点で整理したものをメーリングリストに搭載させていただきまして、ご意見を賜ったとい

う経緯でございます。

以上でございます。

●桜井座長 ありがとうございます。

資料編につきましては、今説明がありましたけれども、今の中にもありましたように、一部、指摘を受けたことを踏まえて訂正があります。

まず一つは19ページです。19ページのTACのところにつきましては、オホーツク海域、若干というのは非常にあいまいですけれども、この海域に限ってとなりますと、根室海域のTACを明記すると。

それから、松田委員から指摘がありましたように、ここには漁獲量のデータを載せるべきではないかという意見があります。これについて、下のオホーツク海域という場所にTACをかいていまして、ここに現実の漁獲量を載せるとしますと、5,000トンか6,000トンくらいの数字だと思いますが、その数字が入り込むということによろしいかどうか。

これについて、ご意見をいただきたいと思います。

実際にTACがありまして、TACを超えない範囲で現実には漁獲が行われているわけですから、私自身は入れても構わないと思うのですが、いかがでしょうか。

●丸山 漁獲量につきましては、ここに出ている年数についていえば、もちろんTACの量を超えるような数字は出てきませんし、それは現実のところですから、特別問題はないと思います。

●桜井座長 ありがとうございます。

この部分はよろしいですか。

恐らく、IUCNの説明としますと、TACそのものがありまして、その中で実際の漁獲量はこれだけですよ。その漁獲量である理由としては、自主管理型漁業が行われていてこういう数字になっておりますという説明に使うわけですから、そういうような説明として使いたいのですけれども、よろしいでしょうか。

これは、村椿さんにお聞きした方がいいかもしれませんが、よろしいですか。

●村椿 オホーツク海域と書いてあるのですけれども、どこまでですか。

●桜井座長 これは、オホーツク全域ですね、日本の200海里内の……。

●佐野 ここは、オホーツク海域を載せると、本当に細かく説明しないと、一般の人も含めてなかなかわからないと思います。これは、あくまでも遺産地域内のということで、斜里側の知事管理分のことだけを言っているのです。だから、一般にオホーツクと書いたら、今、桜井座長が言われたように全体となれば、底引き中心に載っているTAC、大臣管理分のTACは全部載っていますからね。だけど、ここはあくまでも知事管理分で、しかもここで問題になっているスケソウダラというのは、冬場は根室海峡、羅臼の組合が利用している資源、このことを言っているのです。斜里側は、氷が入っていて冬場はとれないでしょう。知事管理分で若干持っているのですよ。

ここでいわんとしたのは、知床の裏側の低地などに夏場でも少しまざるのがあるでしょう。裏村側ね。だから、それは書かなくていいですねということで削除させたのです。

●村椿 我々は根室海峡側だからね。

●佐野 そうです。だから、そこの記述だけでいった方が、誤解を生まないし、説明も要らないという話です。

オホーツク側を削除した根拠です。

●丸山 これは、漁獲量を載せるのは、あくまでも根室海峡側の漁獲量ということですね。

●桜井座長 そういうことです。TACに対して、根室海峡側で漁獲量がどうということ

●丸山 もちろん、斜里側の沿岸の漁獲量もわかりますけれども、佐野委員が言われたように、説明が非常に厄介になりますので、根室海峡側だけということでもいいと思います。実際、トドの問題などと言われているのは根室海峡側のことだというふうに理解しています。

●桜井座長 よろしいですか。

村椿さんにうなずいていただきましたので、よろしいということにします。

次の問題は、海洋基本法、水産基本法、水産資源保護法の関係条文を記載しましたけれども、帰山委員、これでよろしいですか。

そうしましたら、次に、23ページです。

これは、先ほど管理計画の素案のところでも説明いたしましたように、この書きぶりは、今現在行われている水産庁のトド管理計画にのっとなって大幅に変わると思います。ですから、先ほど説明しましたとおり、この資料編の書き込みは公表を受けて変わるということで、同時に、皆さんにそれをメールでお知らせして、ご意見をいただくということにしたいと思います。

よろしいでしょうか。

●松田 前回、私は、23ページの最初で、長期的に見て個体数が減少していると評価されておりというときに、最近はずえているという記述を入れるべきだということをお願いしました。もちろん、これもトドの調整委員会の表現になるのでしょうかけれども、これは増加しているというふうには書かなければ、トドに関してはより厳しい措置をとるべきだという話になりますので、多分、これはそういうふうになるのだろうと思っています。

●桜井座長 ありがとうございます。

まさしくそのとおりで、実は松田委員も私も一緒にトドのワーキンググループに入っていますので、平成元年以降、ロシア側のトドは個体数がふえております。ですから、この書きぶりは、ちょっと間違っているというか、現状を認識していないので、この部分は先ほど言った調整委員会と水産庁の公表を受けてそうなってくると思います。もしなかったら、再度、指摘をさせていただきたいと思います。

トドの部分はよろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

●桜井座長 それから、食物網の図につきましては、帰山委員のご意見を受けて説明をつけたということと、50ページの漁獲量のデータも載せたということです。

これでよろしいでしょうか。

メール等でご意見をいただいたものは以上ですけれども、もしそれ以外にありましたらお出してください。

●松田 51ページの図をありがとうございます。

ちょっと質問ですけれども、その他というものは一個もないですが、その他というのは漁獲統計になかったでしたか。

ありますね。

多分、どのぐらいになるかちょっと思い出せないのですけれども、載せた方がいいと思います。要するに、海外だと、その他が物すごくあつたりするのです。そうではなくて、魚種別にきめ細かく載っているということを示すには、その他が少ない量で載っていると非常に説得力が増すと思いますので、可能ならば、ぜひご検討ください。

●桜井座長 それはよろしいですか。このもとはどなたがつくられたのですか。

●佐野 この図は廣瀬さんがつくったのですか。

●廣瀬 ここにその他を載せていないのは、バイオマスの表に合わせているだけです。あれと全部対応させています。

●小林 50ページの表に載っているものをグラフにしたのです。この表にその他が入っていなかったもので……。

●松田 食物網図にその他はないですよ。

●桜井座長 これは、廣瀬さんの方ではその他は出せますか。それ以外の計算は出ていますか。

●廣瀬 統計にあるものは出せます。

●桜井座長 出せますか。

要は、今、松田委員が指摘されたように、その他が日本の場合には少ない、もしこれでその他がばかでかいととんでもないことで、食物網図が間違っているということになりますが、その他の分が少ないというカットで書き込みはできますか。

●廣瀬 その他がどういうふうに出ていたか思い出せないのです。統計にあるものは、全部、すぐに計算できます。

●桜井座長 できればお願いしたいのですが、よろしいですか。

そのほか、ございますか。

●帰山 45ページです。関係ルール等ということで、利用適正化基本計画の5の(2)ですが、ここに、サケマスの釣りのことが出ていまして、「立ち入りの期間や範囲は比較的限定されているが」とあります。あとは利用ルールのもとでのコントロールということですがけれども、具体的にどの程度なのか。特に、漁業ではこの辺はかなり明確に制限され

ていることをうたわれていますが、釣りの場合はどの程度のことをおっしゃっているのか、おわかりになればお願いします。あるいは、逆に、この辺は適正化基本計画で明らかにしておく必要があるのではないかと思います。

●桜井座長 これは、どなたがお答えになりますか。

●若松 羅臼自然保護官事務所の若松です。

河口部のサケマス釣り漁ですけれども、現状では羅臼側の方が中心というか、羅臼側でしかやられていないと思うのですが、今、場所は4カ所設定されています。これは、まだ検討段階で確定していないのですけれども、今、4カ所でずっと案は進んでおります。利用形態がいろいろありまして、トレッキング等も含めると、4カ所が妥当なのかということを検討している段階です。

期間については、遊漁船組合の方でルールを定めていまして、そちらで45日か40日だったと思うのですが、その間で釣りというふうになっています。

それから、サケマス釣りとなっているのですけれども、現状はカラフトマスの釣りがメインで、サケはほとんどやられていません。いつも7月下旬から8月末くらいまでを想定してやっています。

こんな状況なのです。

●帰山 このワーキンググループと別マターですから、これは希望でもあるのですが、できれば漁業と横並びといいますか、そういう内容の規制は釣りにもかかわっていくことだと思いますので、できれば、このワーキンググループでその議論をしていただければと思いました。

●若松 承知いたしました。

●桜井座長 利用適正化のワーキングですね。

そのほか、ございますか。

●山中 今、若松さんが説明された部分は、サケマス釣りは渡し船で陸に上陸してお客さんに魚を釣らせているということで、それほど大きな量ではないと思います。むしろ、非常に大きいのは、遊漁船による沖でのサケマス釣りは相当な量になるのではないかと思います。具体的な数字はわからないのですけれども、野田さん、数字はあるのですか。

●野田 サケは報告されていますからありますけれども、マス系はないですね。

●桜井座長 この辺については、適正化の基本計画ができて、これから実際にルールづくりをされるわけですから、今の意見を参考にしながら、その中で整理していただくということよろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

●桜井座長 では、そのほかにもございますか。

●牧野 資料編の44ページ以降で、これは先端部の基本計画ですが、先端部以外のところで、いわゆるプレジャーボードやシーカヤック等が漁業に支障を与えているような現状はたくさんあるように聞いています。その部分も、これから利用適正化会議の中でルール

づくりが行われていくと理解してよろしいでしょうか。

●若松 今、先端部地区と中央地区と遺産区域を分けて利用適正化の検討を行っています。中央部については、主に山岳利用の方だけで、今、牧野先生がおっしゃった海岸付近の利用というのは検討する項目が一つもないので……。

済みません。図があればわかりやすいと思うのですが……。

●桜井座長 資料編の5ページにありますね。わかりづらいですけどもね。

●若松 後日、調べて、メーリングリストの方でお返しいたします。

●桜井座長 この部分につきましては、46ページに、「『利用の心得（試行版）』が完成したら（8月完成予定）載せる」と書いていますね。これが資料としてつくわけですね。

ほかにありませんか。

資料編ですので、また何かありましたら、事務局を通して言っていただければと思います。まだ追加、削除の余地はありますので、よろしくをお願いします。

●丸山 先ほどの漁獲量の件ですけども、TACが、途中から1月、12月が4月、3月に変わっているのです。これは、いつから変わったかちょっと覚えていないのですが、そこら辺を確認した上での数字なのでしょう。TACの数量もそうなのですが、きちんとしておかないと数字が違ってきます。

●桜井座長 それは修正させていただきます。

●丸山 年で修正するのですか。そうすると、TACが合わなくなります。

●桜井座長 これは年度ですね。

●丸山 最近は年度なのですが、いつ変わったのかわからないのです。これが2003年で変わっていればこの数字で問題ないのですけれども、この間で変わっていたらちょっと困るかなと思います。

●桜井座長 それは、一応……。

●丸山 調べて、お知らせします。

●桜井座長 では、丸山さんの方で調べていただいて、事務局に出していただきたいと思えます。暦年ではなくて、年度……。

●丸山 今は、スケソウダラの場合は年度でやっています。ただ、最初にTACを始めたころは年でやっていたと思うのですが、どこから変わったか記憶が定かではないのです。

●桜井座長 それを確認して、この書き込みが間違っていたら訂正をお願いいたします。

そのほか、何かありませんか。

●帰山 論議になるかどうかわかりませんが、各委員会の構成メンバーが時々載っています。例えば、11ページにありまして、お名前まで上がっているのですが、恐らく、これは短期間でかわりますね。果たしてお名前まで上げる必要があるのかどうか、組織名だけでいいのではないかと、その辺がちょっと気になったのです。

●上田 組織名で名前を上げるかどうかというのは、以前、事務局で議論をいたしました。要は、オフィシャルな職名の中での話となると、その時点での名前は、個人というよりは、

公的な表記として扱っていいだろうと。ただ、ほかの委員の中でも、オフシャルではない方たちについては載せないというルールで整理をさせていただいています。

●桜井座長 そのほか、よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

●桜井座長 よろしければ、次に、補足資料について説明をお願いします。

これは、前までの海域ワーキングの議論で、日本の海洋生態系の保護管理に向けた漁業管理制度についての課題ということで、日本の漁業管理制度を明確に説明すべきではないかということで、牧野さんをお願いしておりました。

牧野さんから、この中身というか、どういう趣旨で出されるかということをお補足資料としてつきたいということですので、説明をお願いいたします。

●牧野 資料2の説明資料の中で、漁業管理に関する、あるいは環境保全に関する公的な制度、仕組みは書いてあるのですが、日本の漁業管理の大きな特徴である自主管理についてももう少しきちっと説明する必要があるだろうということで、前回のワーキンググループで桜井座長からご指摘をいただいたので、以前、私がつくりました文章を今回配付させていただきました。

内容的には、日本の漁業管理、さまざまな自主管理とか公的な管理が生態系の保全とどういうふうによく合致していて、どういう部分が足りないのか。足りない部分については、知床でどういう取り組みがなされているのかということをお簡単にまとめております。

内容的には、1ページ目の2番のところで、日本の漁業管理制度がどういった国際的な特徴があるのかということをお書いています。日本の特徴というのは、地元の漁師さんたちが地元のきめ細かい資源管理を自主的にやっておき、それが公的なシステムと連動して動いているということです。こういった仕組みは、世界的に見ても非常にまれですので、きちんと説明しないと、恐らく、海外の方はわからないだろうということです。

2ページ目の3、生物多様性条約エコシステム・アプローチという部分ですが、海の生態系保全について、何が生態系保全なのか、何をすればそれが生態系管理と言えるのか、あるいは、どういった基準があるのかという点につきましては、現在、さまざまな意見が出ていまして、コンセンサスは得られていないところです。

ただ、国際的な議論の場で一番よく参照される基準が生物多様性条約のエコシステム・アプローチと呼ばれる考え方です。これは、12の原則からなっているものですが、国連のFAOが出している漁業管理に生態系管理を適用するためのガイドラインという書類の中でも、この生物多様性条約のエコシステム・アプローチが使われております。今はこれに基づいて考えることが一番一般的だろうということで、このアプローチに基づいて、日本の漁業管理制度のどういった点が長所なのか、どういった点が生態系管理に必要なのかというものをまとめたのが2ページ目から3ページ目にかけてです。

4ページ目の一番上の部分では、表の中にある課題というところですが、漁業管理だけではカバーできない部分ですね。漁業管理にさらにエクステンションとして、拡張

としてどういう環境政策をすると生態系管理に発展するかというものをまとめたのが課題というところでは、4の知床世界遺産における取り組みの中では、知床世界遺産でその課題に対応するためにどういう組織がつけられて、どういう取り組みが行われているか、あるいは、地元の漁師さんたちがどういう自主的な活動を行って、どういうデータをとっているかというところをまとめています。

これに関しては、資料編に余り書かれていなかった自主的管理の部分を少し詳しく書いたという位置づけで今回出させていただきました。

以上です。

●桜井座長 ありがとうございます。

これは非常に重要なことでして、日本の漁業管理制度について、特に知床でのさまざまな漁業者自身の自主的な取り組みを科学的に証明していただくということで、牧野さんが大分努力していただきまして、このような論文をつけることにいたしました。

これについてはよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

●桜井座長 それから、もう一点、宿題があります。

スケソウダラに関する最新の論文というか、羅臼側ですね。これについては、釧路水試さんの方でかなり長く調査されておりますが、先ほど丸山さんともお話をしまして、最新のものがいないかということをお話しました結果、あるんですね。それを、もしつけられるようだったらお願いしたいのです。

●丸山 先ほど言われたので、内容を確認していませんけれども、昨年、シンポジウムでうちの石田等が発表したものが印刷になっていますので、それをつけたいと思っています。水産海洋学会で印刷になっていたというふうに記憶しています。

●桜井座長 それは公表されていますので、一番最新のものという扱いです。石田さんとも相談されて、お願いいたします。

補足資料に関してはここまでですね。

それでは次に、今後のスケジュールにつきまして説明をお願いいたします。

●尾谷 資料4です。

今後のスケジュールについてご説明申し上げます。

スケジュールにつきましては、資料にも書いてありますとおり、きょう現在の予定ということでご理解いただきたいと思います。

まず、きょうのワーキング終了後、今回のワーキングのご意見などを踏まえまして案を策定いたしまして、9月1日からパブコメを国及び道で行うことにしております。

また、9月19日に開催予定の科学委員会に海域管理計画の案を報告したいと考えております。

また、その後、9月いっぱいパブリックコメントを終了しまして、意見を整理し、10月下旬に開催予定の地域連絡会議で報告、了承をいただきたいと考えております。

の後、12月に道及び国で決裁という形で計画案を決定していきたいと考えております。

また、12月中旬には第2回海域ワーキングを開催させていただきまして、英訳の確認と、IUCN視察団への説明等の対応についてご助言いただけたらと考えております。

以上でございます。

●桜井座長 ありがとうございます。

これについて、質問、コメント等がありましたらお願いします。

(「なし」と発言する者あり)

●桜井座長 それでは、その他に入ります。

その他では、まず、環境省の方からブイの説明をしていただきたいと思います。

新たに羅臼に加えましてウトロ側にも観測ブイが入りましたので、その現況について、水崎さんの方からお願いいたします。

●水崎 釧路自然環境事務所の水崎です。

羅臼側では4月11日に、ウトロ側では6月29日に環境省の海洋観測ブイを設置いたしました。

設置に際しましては、漁協の方の協力もありまして、感謝しております。点検等でまたお世話になると思いますけれども、よろしくお願いいたします。

そもそも海洋観測ブイをなぜ設置したかということからですが、環境省として、知床が海も含めた遺産になったということで、海洋環境を保全するのに何か貢献できないかということを考えまして、研究者の方から意見を伺いまして、物理環境のデータは余りとられていないということで、今回設置しまして、研究者の方の研究にどんどん生かしていただきたいというふうに考えております。また、漁業にとっても非常に重要なデータと聞いておりますので、そちらの方でも積極的に活用していただければと考えております。

こちらの資料には、設置場所や、どういったセンサーがあるか、また観測結果の閲覧方法、データの入手方法などについて書かれております。

データの使用についてですけれども、研究などに使用される場合は、釧路自然環境事務所の方にご一方をくださればと思いますので、よろしくお願いいたします。

先ほど、既にセンサーの設置位置などについてご意見をいただきましたけれども、センサーの位置を変えた方がいいのではないかとか、研究サイドの方から何かご指摘等があればいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

●桜井座長 ありがとうございます。

一つ、閲覧のところのホームページがありますね。この中では、先ほど言いましたように、データの使用に当たってという項目があるのですね。

●水崎 ホームページには印字されていないと思います。

●桜井座長 できるだけ明記された方がいいと思います。使うのはオープンなのですか。これは無料ですか。

●水崎 無料です。

●桜井座長 そういふところには、きちっとデータポリシーを入れられた方がいいと思います。先にですね。

●水崎 こちらは、環境省のホームページではなくて、設置された北翔電子のホームページですので、北翔電子と相談して検討したいと思います。

●桜井座長 これは見れるのですね。今、羅臼で10メートルの水温が何度というのを見られるのですね。

●永田 水深ですけれども、羅臼側は、組合さんが入れているのは水深の深いものしか入っていないのです。管内増協が標津から入れているのですが、そっちは1メートル、3メートル、5メートルという浅い水深にも入っているのです。

●水崎 それは、どこのブイですか。

●永田 羅臼側の三つが、組合さんが入れているものは水深が深いのです。

環境省も5メートルは入っているはずですが、10メートルからになっていますが、実際は5メートルも入っていると思います。

●水崎 水温についてわかりづらい表記になってしまっているのですが、上から2番目の丸のセンサー設置位置というところで、アナログ水温センサーというのはどちらも5メートルは入っていないのですが、塩分センサー、クロロフィルセンサー、流速センサーは5メートルも入ってまして、こちらのセンサーで水温も一緒にはかっているということなので、実際に5メートルの水温のデータもはかっています。

●桜井座長 それでは、アナログ水温センサープラス、塩分センサーではなくて、水温と塩分センサーが5と35というふうに……。

●水崎 そうですね。

●桜井座長 35メートルとっているわけですからね。そういうふうに書かれた方がいいと思います。

非常に利用しやすいということで好評のようです。

ただ、ウトロ側は、ここは潮が巻くところで、この潮は複雑過ぎるというお話を聞きました。

この件については、よろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

●桜井座長 それでは、もう一件、岡野さんの方から、2008年2月にIUCNからいらっしゃいますけれども、それに関してと、G8関連のドイツサミットの情報を含めて、最近の情報を紹介していただきます。

●岡野 環境省の本省で世界遺産を担当させていただいております岡野と申します。よろしくお願ひいたします。

まず、IUCNの評価についてですけれども、知床が遺産に登録された際に、2年の間に評価を呼びなさいということが宿題として出されております。昨年度末にご相談をさせていただいた保全状況報告の中にも記させていただきましたけれども、海域管理計画の策

定後に来てほしいということでUNESCOとIUCNに文書を出しております、その結果について、先日行われました遺産委員会の際に相談してまいりました。

その結果ですけれども、年明け2月の第2週前後に視察を行いたいということで、現在調整中です。

詳細についてはもう少し詰めてからということですが、その時期に恐らく2名の方が視察に来られるだろうということです。一人はUNESCO世界遺産センターの担当の方、それからIUCNの評価の担当者という予定になっております。

先方の関心事でございますけれども、主に海域管理計画と海域の管理の状況について知りたいということで、地域の方、あるいはこういった海域ワーキングの議論に参加されている方のお話も聞きたいとおっしゃられています。特に、環境サイド、水産サイド、それから地域の方々がどのような協力の形をとれているのかということに関心があるということです、そのあたりを中心に説明していきたいと思っております。その際には、いろいろな方にご協力いただくこととなりますけれども、よろしくお願ひしたいと思っております。

もう一つ、先般、新聞等でも情報が流れていたと思いますが、G8サミットの際に行われました日口首脳会談の際に、北方四島を含む日口の隣接地域における生態系の保全や持続可能な利用に関する分野の協力を進めていくため、専門家会合を本年秋に開催することで一致したということが報道等、あるいは外務省のホームページ等で流れております。

これについては、環境省としまして、北方四島を含めた日口の隣接地域が海域、陸域ともに豊かな生態系を有しております、魚類や海棲哺乳類、海鳥・海ワシ類などはその両国間を往来しているというところで、これらの地域において、生態系の保全や持続可能な利用について協力を進めていくことは重要だと考えていたこと、また、世界遺産に登録されている知床の生態系を適正に保全していくためにも、密接につながりのある隣接地域の生態系の状況の把握をして、それが管理できるようにしていくということが必要であると考えておりました、それについて外務省に申し入れをしていたところ、そういう形で具体的に動き始めてきたということでございます。

このため、今後、生態系の保全や持続可能な利用に関して、まずは情報の共有を図ったり、モニタリングの方法や保全管理の手法等について検討を進めていきたいと考えておりました、専門家会合の開催に向けて、関係する省庁あるいは研究者の方々の協力をいただいて、具体的な調整や準備を進めていきたいと思っております。

特に、知床が隣接地域として重要ということもございますので、科学委員会の先生方にはより積極的なご協力をいただくことになると思いますが、それにつきましても、準備が整いましたら改めてご協力をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

●桜井座長 今の件につきましては、よろしいですか。

今後、進んでいく中でいろいろな情報が流れてくると思いますが、いい方向に向かうことを願っておりますので、これはぜひ期待したいと思います。ただ、余り期待し過

ざるのは、相手が相手ですから、慎重に対応していただきたいと思います。

それでは、きょう準備したものはこれで全部ですけれども、全体を通してご質問、ご意見がありましたらお願いします。

(「なし」と発言する者あり)

●桜井座長 それでは、最終的な確認をさせていただきます。

きょう素案本文と資料等につきましてご意見をいただきまして、これを一つの素案という形で成立させたいと思います。そして、案の形にしたいと思います。ただ、まだ積み残した部分が若干ありますので、その部分については、メール等を通してまた皆さんにご意見をいただく形にしたいと思いますが、先ほど紹介しましたスケジュールに沿って動きたいと思います。

なお、細かな修正文のチェック等については座長一任という形にさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

●桜井座長 ありがとうございます。

それでは、最後の締めをお願いいたします。

### 3. 閉会

●尾崎 それでは、これで第1回海域ワーキンググループの会合を終了したいと思います。長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。

以 上